

カナダ、EU及び米国による共同ペーパー（概要）

2003年8月11日

非農産品市場アクセス：モダリティ

我々は、モダリティは、[年 月 日]までに完結されるべきであり、それは、単純で野心的なハーモナイジング・フォーミュラを含み、単一の係数[X]を伴い、ライン・バイ・ラインで適用される(例:スイス・フォーミュラ)ものでなければならないことに合意する。

我々は、フォーミュラにS & Dを組み込むことに合意する。この観点から、加盟国は、途上国の経済における客観的相違に対処するための、例えばクレジットのシステムなど、これらの国に柔軟性を与える適切な仕組みを措置すべきである。

(i) 途上国に対する相互主義の軽減は、係数[X]で途上国の関税に適用されるフォーミュラ・カットを、クレジットを基礎として減ずることにより達成される。

クレジットは、例えば以下のものに対して与えられるであろう：

- 95%以上の譲許。この場合、y %分、全体の削減義務を減じさせる。
- 譲許税率と実行税率のマージンを狭くする。

(ii) このクレジットのシステムに加え、加盟国は、途上国に対する柔軟性の他の要素に合意することができる：

- 限られた数のタリフ・ライン、又は貿易額に対するフォーミュラ・カットの減免。但しいずれかの1つの分野に集中せず、[X %]の最低限の削減を条件とすること；
- 非譲許の関税が譲許される水準(例:実行税率のX倍)
- 削減約束実施期間の延長

LDC及びIDA限定メンバーには全てのタリフ・ラインの包括譲許は求めない。

分野別イニシアティブ: 全ての加盟国に適用されるモダリティの不可分の一部として分野別イニシアティブは、例えば繊維・衣類に対するハーモナイゼーション又は関税撤廃並びに環境物品その他の物品に対する関税撤廃等、特に途上国の輸出関心品目に対して決定される。このようなイニシアティブにおける物品の範囲や参加のあり方が決定される必要がある。

補足的手段：低関税に関する要素を含めることができる。

非関税障壁：議長ペーパーは、我々が前進することを可能にする有益な枠組みを提供している。

特惠の侵食：特惠措置の侵食により、輸出に重大な影響が生じる加盟国のニーズを調整するためのプログラムを確立又は強化するブレトン・ウッズ機構(訳注: IMF 及び世銀)の取組を奨励する。